

平成32年4月開所分

平成31年度 横浜市民間保育所 内装整備費補助事業

募集要項

(一次募集)

募集期間:平成31年1月25日(金)~2月15日(金)

横浜市こども青少年局
子育て支援部こども施設整備課
〒231-0017
横浜市中区港町1-1
TEL: 045-671-2398



《目 次》

1	募集概要	1
2	保育所整備・運営に当たっての諸条件	6
3	申請方法	15
4	問い合わせ・ダウンロードアドレス一覧	19
5	資料	20

1 募集概要

平成 32 年 4 月開所に向けた事業募集について

(1) 補助対象事業

建築物の改修等により認可保育所を整備するため、改修等に必要な経費の一部を横浜市が補助します。

- ア 新設認可保育所・分園の整備（新築・既存ビルの改修等）
- イ 既存保育所の増床・増築・改修（※）

※20人以上の認可定員増が図れる場合を対象とします。ただし、次の点に留意してください。

- ・定員増とは、増床・増築・改修を行うことによって増える定員のことであり、申請日時点の定員外入所による人数は、定員増分に含まれません。（詳細はお問い合わせください）
- ・増床・増築・改修により、保育室の面積が増員分増える計画としてください。
- ・大型遊具は補助対象外となります。

(2) 募集スケジュール

募集期間	平成 31 年 1 月 25 日（金）～平成 31 年 2 月 15 日（金）
募集エリア	募集対象地域参照
事業者面接	平成 31 年 2 月下旬～3 月上旬
選考結果通知	平成 31 年 4 月上旬

(3) 対象事業者

次のア～オの全てに該当し、法人格を有するものとします。

- ア 整備物件を確保、又は整備開始までに確保できる見込みがあること。
(貸与物件の場合は、横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱第 16 条及び 17 条による)
- イ 次のいずれかに該当すること。
 - (ア) 平成 29 年 4 月 1 日において、認可保育所、幼保連携型認定こども園（※ 1）、自治体認証保育所又は横浜保育室を良好な内容で運営していること。
※ 1 ただし、1歳児の受け入れを行っている施設であること。
 - (イ) 平成 27 年 4 月 1 日から継続して、横浜市内で地域型保育事業における事業所内保育事業又は小規模保育事業（C型除く）を良好な内容で運営していること。
- ウ 社会福祉法人以外の法人の場合は、「保育所の設置認可等について」（平成 26 年 12 月 12 日雇児発 1212 第 5 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長）の審査基準を満たすこと。
- エ 新たに認可保育所を設置・運営するに当たって、必要な資力・信用があること。
- オ その他、市長が不適当と認める事由を有していないこと。

(4) 採択予定件数

予算の範囲内で採択します。

【停止条件】

本事業に関する補助金は、平成31年度の保育所整備事業に関する予算が横浜市会において可決されることを前提に行うものです。よって、当該予算の可決を停止条件としています。

木材の積極的な活用をお願いします

横浜市では、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、水源のかん養等のため、平成26年4月に「横浜市公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」を定め、木材の積極的な活用を図ることとしています。

内装整備費補助事業による保育所整備では、建物の木造化や、天井、壁、床等の内装に木材を活用する“木質化”に積極的に取り組んでいただきますようお願いします。

URL : <http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/archi/wood-timber/>

32 年 4 月に向けた
横浜市民間保育所 整備が必要な地域一覧

重点整備地域

区	対象エリア	区	対象エリア
鶴見	【鶴見駅周辺】 鶴見中央一～五丁目	港北	【日吉駅】 日吉一～四丁目、箕輪一～三丁目、 日吉本町一丁目 【綱島駅】 綱島東一～六丁目

整備が必要な地域

区	対象エリア	区	対象エリア
鶴見	【鶴見駅西口】 豊岡町、寺谷一～二丁目 【西側区境部】 馬場一～二丁目、七丁目 【生麦駅（海側区境部）】 生麦一丁目、三丁目 【駒岡】 駒岡二～五丁目	神奈川	【片倉町駅（駅徒歩 10 分圏内）】 片倉一～五丁目、神大寺二～四丁目 【ポートサイド地区周辺】 栄町、大野町、金港町、青木町、台町、神奈川一～二丁目、星野町、 橋本町一～二丁目、幸ヶ谷、山内町
西	【横浜駅・平沼橋】 南幸一～二丁目、高島一丁目 【戸部・桜木町】 戸部町、花咲町、戸部本町、中央一～ 二丁目	中	【桜木町駅】 桜木町 1～3 丁目、北仲通 5～6 丁 目
南	【黄金町駅・阪東橋駅（駅徒歩 10 分 圏内）】 前里町、白金町、高根町、真金町、永 楽町、白妙町 【井土ヶ谷駅（駅徒歩 10 分圏内）】 井土ヶ谷上町、井土ヶ谷中町、井土ヶ 谷下町	保土ヶ谷	【星川駅（駅徒歩 10 分圏内）】 川辺町、星川一～二丁目 【天王町駅・保土ヶ谷駅（駅徒歩 10 分圏内）】 天王町一～二丁目、宮田町一～三丁 目、西久保町、帷子町一～二丁目、 保土ヶ谷町一丁目、神戸町、岩間町 一～二丁目、月見台、霞台、岩井町、 瀬戸ヶ谷町

旭	<p>【鶴ヶ峰駅（駅徒歩 10 分圏内）】 鶴ヶ峰一～二丁目、白根一丁目、三～四丁目、鶴ヶ峰本町一～二丁目、今川町</p>	港北	<p>【日吉駅】 日吉五丁目 【日吉本町駅】 日吉本町二～五丁目<ol style="list-style-type: none">【綱島駅】 綱島西一～六丁目、綱島台、綱島上町【樽町・大曾根】 樽町一～四丁目、大曾根一～三丁目、師岡町（環状二号線以北）<p>【大倉山駅（駅徒歩 10 分圏内）】 大倉山一～五丁目、大豆戸町、師岡町 【新横浜駅（駅徒歩 10 分圏内）】 篠原町、新横浜一～三丁目、大豆戸町</p> </p>
緑	<p>【中山（駅徒歩 10 分圏内）】 中山一～四丁目、中山町、台村町 ※平成 30 年 10 月 22 日の住居表示実施後の表記方法で表記しています。</p>	青葉	<p>【あざみ野駅（駅徒歩 10 分圏内）】 あざみ野一～二丁目</p>
戸塚	<p>【戸塚駅（駅徒歩 10 分圏内）】 吉田町、戸塚町[①JR線線路より東側 ②国道 1 号（旧東海道）より西側（ただし、バスセンター前交差点から戸塚小学校入口交差点までの商業及び近隣商業地域を除く）③戸塚小学校入口交差点より南側]、矢部町、上倉田町 【東戸塚駅】 品濃町（横浜新道より東側または東戸塚駅から徒歩 10 分以内）、川上町（横浜新道より東側または東戸塚駅から徒歩 10 分以内）、上品濃町（東戸塚駅から徒歩 10 分以内）、前田町、平戸町（環状 2 号線より西側）、名瀬町（横浜新道より東側）</p>		

※記載のないエリアについても、小規模保育事業等の募集は行うことがあります。

※定員構成については、敷地規模や地域の実情を踏まえて横浜市との協議に応じていただきます。

保育ニーズの高い 1 歳児枠を確保するため、0 歳児枠の設定を行わない場合があります。

2 保育所整備・運営に 当たっての諸条件

《目次》

(1) 施設定員等について	8
(2) 施設計画及び仕様について	8
(3) 保育室等の面積について	9
(4) 送迎車両の停車スペースの確保について	9
(5) 工事について	10
(6) 近隣対応について	10
(7) 工事施工業者等の選定（入札の実施）について	10
(8) 施設整備にかかる補助制度について	11
(9) 資金計画	11
(10) 整備スケジュールについて	11
(11) 職員（保育士）について	11
(12) 施設長予定者について	12
(13) 保育内容等について	13
(14) 留意事項	13

(1) 施設定員等について

- ア 保育所新設の場合、定員規模は20人以上とし、かつ、受け入れ対象は原則就学前の全ての年齢の児童とします。(定員50人未満の場合、0歳児定員は原則設けないこととします。)
- イ 地域の保育ニーズに応じた定員設定について、横浜市と協議の上、「持ち上がり」以外の1・2・3歳児の入所枠を多く設けられるような定員構成を検討してください。
- 保育ニーズの高い1歳児枠を確保するため、0歳児枠の設定を行わない場合があります。また、2・3歳児の定員の差を十分確保し、近隣の小規模保育事業との連携を積極的に行うようにしてください。
- ウ 既存園の増床・増築・改修の場合、認可定員の増員は20人以上とします。
- ただし、定員増とは、増床・増築・改修を行うことによって増える定員のことであり、申請日時点の定員外入所による人数は、定員増分に含まれません。(詳細はお問い合わせください。)
- また、増床・増築・改修により、保育室の面積が増員分増える計画としてください。
- なお、既存園における改修の場合、大型遊具は補助対象外とします。
- エ 地域の保育ニーズに応じた年齢別児童の受入、又は定員外入所(入所の円滑化)については、横浜市との協議に応じていただきます。

【参考】年齢別定員の参考例

(定員60人の場合)

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
3人	8人	10人	13人	13人	13人

(定員90人の場合)

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
3人	12人	15人	20人	20人	20人

(2) 施設計画及び仕様について

- ア 近隣に十分配慮した計画としてください。(園舎・園庭配置、日影、窓位置、目隠し、砂塵、植栽、駐車場、駐輪場、騒音対策、調理室からの臭気対策等)
- イ 次の関係法令を遵守してください。
- 建築基準法及び横浜市建築基準条例
 - バリアフリー法及び横浜市福祉のまちづくり条例
 - 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
 - その他関係法令等(消防法、食品衛生法、横浜市開発事業の調整等に関する条例等)
- ウ 横浜市との調整に備え、柔軟な定員構成に対応できるよう、可動式間仕切りを用いる等の間取り・設備を検討してください。
- エ その他要件は以下のとおりです。
- 実施設計内容の審査を、8月15日までに開始できるよう、準備を行うこと。
 - 建築確認済証及び検査済証の交付が確認できること。
(新築建物の内装改修の場合は、開所前年度の2月15日までに検査済証の交付が確認できること。)
 - 新耐震基準を満たし、耐震上問題がないこと。
(昭和56.5.31以前に建築確認済が交付され着工した建物の場合は、耐震調査を実施し問題がないもの又は耐震補強済のもの)
- オ 設計事務所については、横浜市内での認可保育所の設計実績や補助金事業の実績等を考慮しながら、円滑に施設計画を履行できる事業者としてください。

【参考】保育所の標準的な仕様について

(ア) 施設規模

		0～1歳	2～5歳
設備運営基準	保育室	3.30 m ² /人	1.98 m ² /人
	屋外遊戯場	—	3.30 m ² /人
	その他	医務室、調理室、便所、遊戯室	

(イ) 建物構造

可能な限り「木造」としてください。

(ウ) 主な仕上げや仕様

保育室等、園児が利用する場所は積極的に「木質化」に取り組んでください。

また、よこはまエコ保育所に関する取組事項も参照してください。

場所等	部位	仕上げ、仕様等
保育室等	床	天然木複合フローリング
	壁	壁 天然木パネル（腰壁）※内装制限に留意してください。
	その他	子どもの安全への配慮（指はさみ、コンセント、柱等の角）
屋根	—	太陽光発電設備の導入
開口部	—	断熱サッシ、複層ガラスの導入
便所	—	多目的トイレ（オストメイト対応の水栓器具設置）の設置 2歳児以上定員10人に対し、幼児用大便器1個を設置
設備	—	省エネタイプ給湯器の導入（2次熱交換機タイプ等）
照明	—	人感センサー付き照明機器の導入
遊具	プール	屋外遊戯場の有効利用の観点から、組立式プール（ユニットプール）が望ましい。

(3) 保育室等の面積について

ア 保育室等、認可に当たって面積基準が定められている室の面積算定は、**有効面積**（内法面積から、下記の造り付け・固定造作物を除いた面積）とします。

イ 保育室面積から除く造り付け・固定造作物

- ・ 押入れ、ロッカー、収納スペース、子ども用荷物収納棚等
- ・ 吊り押入れ、吊り戸棚（床上140cmの空間を確保したものは除く）
- ・ 手洗い器、ピアノ

ウ 保育室等の面積は、**壁芯・内法・有効の各面積**を算定してください。（異年齢を1室の保育室とする場合も、各年齢別に面積を算出すること。）

その他の面積は、**壁芯面積**を算定してください。

エ 屋外遊戯場は幼児1人あたり3.3m²以上を確保してください。ただし、基準面積を確保できない場合、近隣公園等で基準面積に相当する面積を有し、市長が特に必要と認めた場合については、基準面積の2分の1を限度に面積を減ずることがあります。

(4) 送迎車両の停車スペースの確保について

ア 近隣地域と交通問題を生じさせないために、できる限り送迎車両の停車スペースを確保してください。

イ 駐車場を整備する際は、車いす使用者用駐車区画を1以上設けてください。

ウ 台数は、物件の立地特性等を勘案し、計画してください。

エ 駐輪スペースも適宜設けていただくようお願ひいたします。

(5) 工事について

- ア 工事施工にあたっては、騒音、安全対策、駐車場計画、工事車両通行等に留意し、近隣・地域への影響に配慮してください。
- イ 建物完成後、新園の開所前に飲料水の水質検査及び、「横浜市建築物シックハウス対策ガイドライン」に沿って、室内の化学物質濃度測定を実施し、いずれも基準値以下であることを確認してください。
- ウ 開発・宅造許可を要する土地案件の場合、許可に関わる諸手続きも含めてスケジュール上支障ないことが確認できるような工程表を提出してください。

(6) 近隣対応について（事業申請時に詳しくご説明させていただきます）

保育所の整備と運営を円滑に行うため、整備予定地の近隣住民等（特に隣接敷地の住民、町内会等）の関係者に説明を行い、丁寧な調整を行ってください。

近隣要望等については、応募法人の責任において、誠意を持って対応してください。

ア 申請段階

整備予定地の各区役所こども家庭支援課に相談の上、自治会町内会長等に対し「保育所設置について申請を行う」旨の説明を行い、近隣住民への周知方法等について確認・相談すること。また、必要に応じて近隣説明を行うこと。

イ 採択段階

保育所整備について選定された後、建築確認申請もしくは用途変更の手続きを行う前に、速やかに地元自治会町内会、近隣住民の方々に整備計画や運営等について説明すること。

ウ 工事説明

工事計画が確定次第、工事スケジュール、連絡先、工事車両の通行等について説明すること。

(7) 工事施工業者等の選定（入札の実施）について

補助金の交付を受ける工事の施工業者等の選定に当たっては、次に掲げる点を遵守してください。不正な行為や条件違反があった場合は、市は補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金の返還を命じることがあります。

ア 市が定める「民間児童福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱」及び「契約の手引き」に基づいて入札・契約を実施すること。

イ 工事施工業者が必要な工期を十分に確保できるよう、市の実施設計審査や入札参加資格審査等に要する日数も考慮の上、入札に向けた準備を進めること。

ウ 公益性・公平性の確保、法令の遵守等に特段の配慮をもって臨むこと。

エ 補助事業の公益性・公平性に鑑み、次の行為は行わないこと。

- ・ 法人の役員、社員、寄附者、これらの者の親族及び関連会社等その他特別の関係にある者を入札に参加させること。
- ・ 入札参加予定者やその関係者と事前に接触すること。
- ・ その他公益性・公平性を損なうこと。

オ 入札の実施に関して疑義がある場合は、必ず市と協議すること。

(8) 施設整備にかかる補助制度について

補助金制度の概略は下記のとおりです。詳しくは「5. 資料」の「資料2 民間保育所整備に伴う助成について」をご覧ください。

工事種別	補助制度名称	補助率
内装改修工事	横浜市民間保育所内装整備費補助金交付要綱	基準額に対して 4分の3 (資料2表1参照)

※各法人の消費税の扱いにより、補助金の一部の返還を求めることがあります（「横浜市民間保育所内装整備費補助金交付要綱」第13条参照）。予めご了承ください。

※整備期間中の賃借料補助、開所後の賃借料補助の対象エリアは、資料2をご確認下さい。

(9) 資金計画

社会福祉法人以外の法人が保育所を設置する場合は、次の条件を遵守してください。

- ア 年間事業費の1／12以上の運転資金を確保すること。（学校法人は除く）
- イ 不動産の貸与を受けて事業を行う場合は、当面の支払いに充てるための1年間の賃借料に相当する額と1千万円（1年間の賃借料が1千万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）の合計額の資金を安全性があり、かつ、換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。
- ウ 整備資金に借入金を充てる場合は、返済が確実に見込まれること。

(10) 整備スケジュールについて

平成32年4月1日開所を厳守すること。事業計画等、周到な準備をお願いします。

※31年度内に工事が完了しない場合、補助対象外となります。

(11) 職員（保育士）について

保育士（施設長除く、主任保育士含む）は、実務経験者を3割以上配置すること。

※実務経験者とは、保育所、横浜保育室、他都市の認証保育施設、認定こども園、地域型保育事業の事業所内保育事業及び小規模保育事業（C型除く）での、保育士又は保育教諭としての実務経験が1年以上ある者とします。

(12) 施設長予定者について

ア 要件

以下の（ア）～（オ）のいずれかに該当することとします。ただし、不適切と判断される場合は交代をお願いする場合があります。なお、施設長予定者は原則保育士資格を有する者とし、認可定員が60人未満の場合は、保育士資格は必須です。

また、保育所等での施設長経験が無い者については、厚生労働省主催の「初任保育所長等研修」を開所までに修了することを望ましい要件とします。

- (ア) 保育所等（保育所、横浜保育室、他都市の認証保育施設、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業の事業所内保育事業及び小規模保育事業（C型除く）をいい、認可外保育施設を除く。以下同じ。）において、施設長、園長又は保育責任者の実務経験を2年以上有する者。
- (イ) 以下のa又はbに該当する者。ただし、主任保育士として、「保育士等キャリアアップ研修」（※1）を開所までに修了している者を配置すること。
a 第一種社会福祉事業において、施設長の実務経験を2年以上有する者。
b 学校教育法に定める小学校において、校長の実務経験を2年以上有する者。
- (ウ) 保育所等において、保育士、幼稚園教諭又は保育教諭の実務経験を8年以上有し、そのうち主任保育士又は主幹教諭の実務経験を3年以上有する者。
- (エ) 保育所等において、保育士、幼稚園教諭又は保育教諭の実務経験を8年以上有し、そのうち主任保育士又は主幹教諭の実務経験を1年以上有する者。ただし、開所までに「保育士等キャリアアップ研修」を修了すること。
- (オ) 保育所等において、保育士、幼稚園教諭又は保育教諭の実務経験を10年以上有する者。
- ※1 「保育士等キャリアアップ研修」の内、「マネジメント」及び専門分野（乳児保育、幼児保育、障害児保育、食育・アレルギー対応、保育衛生・安全対策、保護者支援・子育て支援）から3分野を受講すること。
- ※2 経験年数は、平成32年3月31日時点（見込みも含む）で計算すること。
- ※3 保育士、幼稚園教諭又は保育教諭の実務経験とは、保育所等における有資格で常勤としての勤務経験とします。

イ 給与の上限

子どもの待遇や職員の待遇に配慮するためには、施設長や職員の適正な給与水準を維持することが必要です。

施設長の給与は、経験年数や果たすべき役割を考慮したうえで他の職員との均衡を図り、年間給与額は要件を満たした所長を専従で配置している場合に助成される公定価格の「所長設置加算」及び「所長設置加算の待遇改善加算」の年間合計支給額を大幅に超えることのないようにしてください。

ウ 法人又は本人都合による交代

応募後から開所までの間に施設長予定者を変更することは、審査対象の変更になることから、原則として認めません。

また、開所後3年間については、園の円滑な運営及び保護者や近隣住民との関係構築の観点から、施設長の変更は原則として認めません。

(13) 保育内容等について

ア 保育内容

一時保育、障害児保育は実施してください。産休明け保育及び休日保育については、地域の保育ニーズに応じて実施してください。

イ 保育時間（開所時間）

月曜日から土曜日まで、11時間以上を基本とします。

ウ 休園日

休園日は、日曜日、国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）第2条及び第3条に規定する休日並びに12月29日から1月3日の間とします。ただし、休日・年末年始保育実施園はこの限りではありません。休日保育を実施する場合、法人都合による事業の休止は認められません。

エ 費用負担

延長保育料、実費徴収（幼児の主食代、延長保育の実施に伴う夕食代、おやつ代等）以外の費用負担を保護者に求めるることはできません。

オ 第三者評価・自己評価

福祉サービスの第三者評価を施設開所後3年内に受審し、結果を公表していただきます。保育士及び保育所の自己評価は、少なくとも1年に1回は実施し、保育所の自己評価は必ず結果を公表してください。また、開所後の運営について横浜市の指導を受けた場合は従っていただきます。

カ 地域子育て支援事業

育児講座の開催や施設（保育室、遊戯室、園庭等）開放等の地域子育て支援に関する取組に対して、補助金制度を設けておりますので、積極的に展開いただきますよう、お願ひいたします。

詳しくは、「資料9 地域子育て支援事業について」をご覧ください。

(14) 留意事項

ア 「2. 保育所整備・運営にあたっての諸条件」の各項目に反することのないよう、十分なご確認をよろしくお願ひします。また、良好な保育所運営がなされない場合は、保育所給付費等の一部を減額する場合があります。

イ 施設長予定者や運営法人の管理責任者については、本市が開催する組織マネジメント等講習を受講していただきます。（詳細は別途通知します。）

ウ 施設長及び保育者を対象とした開所前説明会を、平成32年2月から3月に開催する予定ですので、ご参加ください。

エ 整備計画地の周辺に、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条」にあたる営業所が所在している場合、児童の保育環境として大きな課題があり、当該施設とトラブルになることもあります。この場合は申請を受理できないこともありますので、予め充分なご確認をお願いいたします。

（参考法令等）

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（神奈川県）

オ 土砂災害防止法第9条に規定された土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)については、土砂災害による著しい危険が生ずるおそれが考えられるため、神奈川県が順次、市全域で区域指定する予定です。このため、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)については、原則として新たな整備計画地とすることはできません。

土砂災害警戒区域(イエローゾーン)については、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に指定された場合、建築物の安全対策や移転などが必要になる可能性があります。

整備計画地が土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)などに該当していないか、神奈川県土砂災害ポータルなどで、必ずご確認をお願いいたします。

(参考法令等)

- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害防止法)
- ・神奈川県土砂災害情報ポータル
<Http://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html>
- ・横浜市行政地図情報提供システム「わいわい防災マップ」
Http://wwwm.city.yokohama.lg.jp/select_map.asp

カ 建設市況の上昇基調を鑑み、全国的に人材・資材(特に鉄骨部材)不足が懸念されます。資材の需給状況を踏まえ、合理的な設計と、確実な調達先を確保する等、スケジュール上支障のないような計画とし、開所時期に遅れが生じないようご注意ください。

3 申請方法

(1) 申請書の提出について

ア 募集期間

平成31年1月25日（金）～平成31年2月15日（金）

※申請を希望される場合は、必ず事前相談にお越しください。

※来庁される際は、電話でのご予約をお願いいたします。

（4 問い合わせ先・ダウンロードアドレス一覧参照）

イ 事前相談について

（ア） 事前相談前に確認が必要なこと

- ・建築基準法、バリアフリー法、福祉のまちづくり条例等の法令を遵守していること。

※新築建物の内装改修の場合は、開所前年度の2月15日までに検査済証の交付が確認できること。

- ・横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱に適合するものであること。

【既存建物改修の場合】

- ・建築確認済証及び検査済証の交付がされている建物であること。

- ・新耐震基準を満たし、耐震上問題がないこと。

（昭和56.5.31以前に建築確認済証が交付され着工した建物の場合は、耐震調査を実施し問題がないもの又は耐震補強済のもの）

【新築建物改修の場合】

- ・開発・宅造許可を要する土地案件の場合、開所日に向けて、許可に関わる諸手続きも含めてスケジュール上支障ないこと。

（イ） 事前相談の際に必要な書類

- ・整備を計画している保育所案内図（屋外遊戯場や付近の公園の位置が分かるもの）

配置図、平面図

- ・（既存建物の場合）建築確認済証及び検査済証の写し

（又は、検査済証交付年月日の記載があり、「未交付」と記載されていない「建築確認申請（計画通知）台帳記載証明書」）

- ・開所までのスケジュール（各種申請・工事関係工程、開所準備期間を反映したもの）

ウ 提出方法

電話でご予約のうえ、直接お持ちください。

【提出先】

横浜市中区尾上町1-8 関内新井ビル5階
こども施設整備課 内装整備費補助担当まで

（最寄駅）JR関内駅もしくは市営地下鉄関内駅



エ 提出部数

応募 1 案件に付き、1 部

- (ア) 様式は必ず、最新のものを使用してください。
- (イ) 書類は可能な限り、両面印刷で作成して下さい。
- (ウ) A4 縦サイズで統一し、ダブルリングファイル（左2穴）に綴じてください。
- (エ) 書類は、「申込書」、「添付書類一覧（確認表）」、「添付書類」の順番で綴じてください。
(様式はホームページからダウンロードできます。)
- (オ) 添付書類には、インデックス（確認表の番号）を付けてください。
※インデックスは仕切り紙を使用し、添付書類には直接貼り付けないでください。

※不備があると審査ができない場合がありますので、充分ご確認のうえご提出ください。

申請書等の様式は、横浜市こども青少年局のホームページの「保育所の整備」「内装整備費補助事業の募集について」の項目からダウンロードしてください。

(2) 面接について

申請案件ごとに面接を実施いたしますので、ご予定いただきますようお願いします。

ア 日時（予定）

平成31年2月下旬～3月上旬

※詳細が決まりましたら、個別にお知らせします。

※日時はこちらで決めさせていただきますので、ご了承ください。

イ 場 所

横浜市庁舎（別途ご案内します）

ウ 出席者

- (ア) 法人代表 法人役員による代行可
- (イ) 施設長予定者 必 須
- (ウ) 主任保育士 「2 保育所整備・運営にあたっての諸条件」の
(12) 施設長予定者について ア 要件（イ）に該当の場合

エ 面接の内容について

- (ア) 法人や園の運営に関すること
- (イ) 申請書に記載された内容に関すること
- (ウ) 施設長としての適格性に関すること ほか

(3) 選考について

補助対象法人（物件）は、保育需要、事業計画、組織体制、運営状況等を総合的に審査して選定します。

評価項目	評価細目
1 法人の体制	(1) 法人、運営施設の所在地 (2) 法人の財務状況 (3) 監査結果及び改善の状況
2 既存施設の運営状況	(1) 職員構成 (2) 事業実績 (3) 監査結果及び改善の状況 (4) 運営内容の評価等 (5) 開所後3年未満での施設長交代の有無
3 資金計画	(1) 資金の確保状況 (2) 償還計画の確実性
4 整備計画（ハード）	(1) 交通アクセス (2) 周辺環境 (3) 屋外遊戯場の確保状況
5 整備計画（ソフト）	(1) 施設長の適格性 (2) 施設長の長期継続の可能性 (3) 主任保育士 (4) 事業計画
6 整備予定地、計画定員	(1) 周辺の待機児童の状況 (2) 定員構成・定員増
7 面接 (法人代表者及び 施設長予定者)	保育方針、施設運営等の考え方について

(4) 選考結果の通知について

選考結果は、平成31年4月上旬頃に、申請者あてに書面で通知します。

※選定された法人は、すみやかに設計作業等に着手して下さい。

(5) その他

ア 申請する物件については、必ず現地を確認してください。確認の際は、近隣住民の迷惑とならないようご留意ください。

イ 申請した施設長予定者の法人側の事情による変更は、原則として認めません。

ウ 今回提出していただく「申込書」は返却いたしません。(本事業の目的以外には使用しません。)

エ 審査に当たっては、追加資料を提出していただくことがあります。

オ 設置者が現在運営している施設について、市が現地調査を行うことがあります。

◆ 「保育所整備・運営に当たっての諸条件」以外にも、いくつかの条件を決定後に追加することがありますので、あらかじめご了承ください。

4 問い合わせ先 ・ ダウンロードアドレス一覧

(1) 問い合わせ先

お問い合わせいただく内容により、下記担当までご連絡ください。

■ 重点整備地域・整備が必要な地域・各区の保育ニーズ に関すること

【担当窓口】 横浜市こども青少年局 保育対策課

【電話番号】 045-671-4220

【メールアドレス】 kd-hoikutaisaku@city.yokohama.jp

【担当者】 吉田、中島

■ 事前相談の予約、施設設備基準・申請手続等 に関すること

【担当窓口】 横浜市こども青少年局 こども施設整備課

【電話番号】 045-671-2398

【メールアドレス】 kd-koseibi@city.yokohama.jp

【担当者】 金澤、中尾、宗仲（むねなか）

(2) ダウンロードアドレス一覧

ア 様式ダウンロード

「申請書」「添付書類一覧（確認表）」「履歴書」「贈与契約書」等

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/incubator/#boshu>

イ 参考

「保育所整備の手引き」

保育所整備にあたっての基本的な事項について記載されています。

（「横浜市民間保育所設置認可等要綱」や「厚生労働省関係（抜粋）」等を掲載しています。）

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/incubator/#tebiki>

「民間児童福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱」

「契約の手引き」

「設計審査及び工事検査の手引き」

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/sisetsuseibi.html>

「横浜市建築物シックハウス対策ガイドライン」

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/public-hygi/public-health/sickhouse/html/guidelines.html>

5 資料

- 資料 1 事業応募から保育所開設までの参考スケジュール
- 資料 2 民間保育所整備に伴う助成について
- 資料 3 年間事業費の目安額
- 資料 4 横浜市民間保育所 建物・設備基準の一部緩和について
- 資料 5 横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱
- 資料 6 横浜市民間保育所内装整備費補助金交付要綱
- 資料 7 横浜市保育士宿舎借上げ支援事業 30年度のご案内
- 資料 8 かながわ保育士・保育所支援センター
- 資料 9 地域子育て支援事業について

資料 1

事業応募から保育所開設までの参考スケジュール（平成32年4月開所 一次募集）

※当スケジュールは一例であり、物件ごとの状況により異なります。
※開発許可等許認可手続きが別途必要な物件があります。ご注意下さい。

年月	日	法人及び施設認可関係の動き	設計・工事			備考 ※注意事項
			建設関係の動き	補助金関係の動き	市の審査関係	
H31. 1		事業計画等の検討 ※隨時、事前相談 『地元説明(申請前)』				
	25	内装整備費補助事業 一次募集				
2	15	申請受付締切日(2月15日)				
		面接(2月下旬～3月初旬)				
3		選考(3月末)				
4		選考結果通知(4月上旬) 『地元説明(概要等)』	基本設計協議 実施設計着手			福祉医療機構 申請相談等
5			約3か月			
6					実施設計審査 日程調整	
7		実施設計完了 工事費積算完了 建築確認(用途変更)手続き等			実施設計審査(市)	福祉医療機構 申請手続き
8					約1か月	
9	1	理事会開催(工事入札内容)				福祉医療機構 借入申込受理 (工事契約前)
	10			補助金交付申請・決定		
	20					
	30	『地元説明(工事)』	施工業者入札、工事請負契約 締結			施工業者決定報告
10			着工			保育所利用案内
11						
12			約3か月			
H32. 1	15	施設設置認可申請書提出			完了検査 日程調整	
2	15			しゅん工 検査済証交付		完了検査(市)
3					補助金実績報告書 補助金確定(市)	
4		施設設置認可 開園(4月1日)				
5				補助金支払		

資料2

民間保育所整備に伴う助成について

■横浜市民間保育所内装整備費補助事業の概要

① 改修等	対象経費	施設整備費（改修費、新築の設備整備費、増築（既存保育所の増築に限る））、工事監理費、備品費、大型遊具費 ※ 賃貸借建築物のエレベーター設置費、用地費、植栽、区分所有権購入、保証金、敷金、消耗品等は対象外
	補助率	補助対象経費の4分の3とする。
	限度額	表1 参照
② 整備期間中賃借料	対象経費	当該施設における整備期間中の賃借料 (工事契約締結後、着工日から開園日の前日まで（ただし、同一年度内に限る。）)
	補助率	補助対象経費の2分の1とする。
	限度額	月額 50万円（表2 参照）
	対象地域	「重点整備地域」及び「整備が必要な地域」
時期	平成31年度に工事完了及び備品購入し、平成32年4月1日に開所すること。	
審査	市が設計審査を行い、工事検査後に必要と認めた補助金を交付する。	
返還	虚偽の申請や不正があった場合には、決定を取消し、補助金を返還せざることがある。	
情報公開	補助対象となる関係書類は情報公開の対象となること。	

表1 改修費等の補助限度額

定員	補助限度額上限（補助基準額×3／4（※））
90人以上	6,000万円（8,000万円×3／4）
50人以上 90人未満	4,500万円（6,000万円×3／4）
50人未満	右記計算式による（(6,000万円×（定員数／50人)) × 3／4）

※実行額が補助基準額を下回る場合、実行額×3／4が補助限度額となります。

表2 整備期間中の賃借料補助額

	補助限度額上限（千円未満切捨て）
月額賃借料	50万円（100万円×1／2）

※期間中1か月未満の月の賃借料については、その月の実日数にて日割計算します。

■整備期間中の賃借料補助と開所後賃借料補助について

(一次募集における賃借料補助対象早見表)

	エリア	整備期間中賃料	開所後賃料
平成32年4月開所	重点整備地域	○	◎
	整備が必要な地域	○	○

◎…補助金の増額対象エリア

○…補助金対象エリア

(開所後賃借料補助の概要) ※建物を賃貸する場合

	上限額	補助率	補助期間
重点整備地域	補助基準面積(表3) × 月額3,000円	2/3	10年
整備が必要な地域	補助基準面積(表3) × 月額3,000円	1/2	5年

※土地を賃貸する場合の補助もございますので、詳しくはお問い合わせください。

表3 補助基準面積

補助基準面積	定員	補助基準面積
	20～30人	9.4m ² × 定員
	31～39人	28.2m ²
	40～45人	7.2m ² × 定員
	46～52人	32.4m ²
	53人～60人	6.2m ² × 定員
	61人～71人	37.2m ²
	72人～89人	5.2m ² × 定員
	90人～	46.8m ²

ただし、実面積が補助基準面積を下回る場合は、実面積を補助基準面積とする。

例) 60人定員の場合

重点整備地域 372m² × 3,000円 × 12か月 × 2/3 = 8,928,000円/年

整備が必要な地域 372m² × 3,000円 × 12か月 × 1/2 = 6,696,000円/年

※上記金額は、公定価格の賃借料加算額及び開所後賃借料補助額を合算した金額となります。

開所後賃借料補助については、平成32年度の予算が横浜市会において可決されることを前提に行うものです。よって、当該予算の可決が停止条件になります。

資料3

年間事業費の目安額 (平成30年度 保育所事業費概算モデル)

※あくまでも参考ですので、実際の事業費とは異なります。

定員(人)	保育所事業費(概算) 0～5歳	
	年間事業費(円) (A)	事業費1か月分(円) (A)/12か月
20	56,508,000	4,709,000
30	65,568,000	5,464,000
40	79,680,000	6,640,000
50	99,948,000	8,329,000
60	108,552,000	9,046,000
70	117,156,000	9,763,000
80	127,332,000	10,611,000
90	136,668,000	11,389,000
100	151,620,000	12,635,000

資料 4

横浜市民間保育所 建物・設備基準の一部緩和について

原則として、保育所の整備にあたって福祉のまちづくり条例の事前協議において適合していることを求めていますが、次の設備については、代替措置を行うこと等によって「横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱第4条」を満たすことができます。

この場合は、事前にこども青少年局と協議が必要になり、一部は同条例の許可（担当：建築局市街地建築課）が必要となります。

1 協議により緩和可能となる設備（協議先：こども青少年局こども施設整備課）

対象設備	新築	既存建築物の改修
(1) エレベーター（保育室が1・2階のみの場合）	設置不要 ※1	
(2) オストメイト用水栓器具	簡易設備で可 ※2	
(3) 点字誘導ブロック	屋内のみ設置不要	
(4) 乳幼児用便所に設ける鏡	設置サイズの緩和	
(5) 乳幼児小便器前の空間の確保	空間の大きさの緩和	

※1 エレベーターを非設置とした場合、新たに各階層に車いす使用者便房が必要ですが、福祉のまちづくり条例の許可により設置数を緩和することもできますので、ご相談ください。

（2（2）参照）また、駐車場（車いす使用者用駐車施設）を設ける場合は、福祉のまちづくり条例に適合したエレベーターの設置が必要ですが、同様に、同条例の許可により設置しないこともできますので、ご相談ください。ただし、これらの許可は構造上やむを得ない場合に限ります。（2 参照）

※2 簡易設備についての詳細は、お問い合わせください。

2 福祉のまちづくり条例の許可が必要な設備（協議先：建築局市街地建築課）

次の設備を緩和する場合、案件ごとに同条例の許可が必要となります。

（なお、構造上やむを得ない場合に限ります。）

対象設備	新築	既存建築物の改修
(1) エレベーター（保育室が3階以上の場合）	斜線	既存エレベーターで可
(2) 車いす使用者用便房	設置数の緩和（1か所で可）	
(3) オストメイト用水栓器具	設置不要（代替え設備要）	
(4) 階段に設ける手すり（一段程度の場合）	設置不要	

上記1・2ともに代替措置等の計画書をご提出いただいたうえで、案件ごとに審査・確認を行います。 なお、上記2については、建築局の許可に時間を要するので、早めにご相談ください。

資料 5

横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱

制 定 平成 18 年 1 月 24 日福子施第 248 号 (事業本部長決裁)
最近改正 平成 29 年 8 月 15 日ここ施第 681 号 (局長決裁)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項の規定に基づく保育所の設置の認可（以下「設置認可」という。）及び認可内容の変更等並びに子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 31 条第 1 項の規定に基づく確認及び確認内容の変更等について、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）、横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 60 号。以下「認可基準条例」という。）及び横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 48 号。以下「確認基準条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、適正な設置認可等を行うことを目的とする。

(定員)

第 2 条 保育所の認可定員は、原則として各年齢別に定めるものとし、1 歳児から 5 歳児までの各年齢の定員は、1 つ下の年齢の定員以上の数とするものとする。

- 2 保育所の利用定員は、原則として認可定員と同数で定めるものとする。
- 3 保育所の認可定員及び利用定員を減少するときは、原則として過去 2 年間における保育所の利用状況を考慮して定員を定めるものとする。

(建物の構造)

第 3 条 認可基準条例第 5 条第 2 項を満たす保育所を設置する建物の構造は、次の各号に掲げる要件を満たすものをいう。

- (1) 建築基準法に基づく確認済証及び検査済証の交付が確認できるもの。
- (2) 新耐震基準を満たし、耐震上の問題がないこと。（昭和 56 年 5 月 31 日以前に確認済証が交付されている建物の場合は、耐震調査を実施して問題がないもの又は耐震補強済みのもの）

(建物・設備基準)

第 4 条 保育所の構造及び設備は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号））、認可基準条例、横浜市福祉のまちづくり条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 90 号）、横浜市建築基準条例（昭和 35 年 10 月横浜市条例第 20 号）及びその他関連法令の定めのほか、次の基準による設備を有しなければならない。

(1) 基準設備・面積等

設備区分	基準
医務室	静養できる機能を有すること。 事務室等との兼用も可とする。 保育の用に供する部屋とは区分すること。
屋外遊戯場	屋外遊戯場の面積は、児童が実際に遊戯できる面積とする。 認可基準条例第 42 条第 4 号に定める「市長が特に認めた場合」とは、専用の屋外遊戯場を基準面積の 2 分の 1 以上を確保する場合

	又はプール遊び等のできる場所を確保する場合とする。
調理室	認可定員に見合う設備及び面積を有し、隔壁で区画すること。
便所	認可定員に見合う設備及び面積を有していること。

乳児室、ほふく室、保育室及び屋内遊戯室の面積は有効面積で算出し、その他の面積は壁芯面積で算出すること。

この場合における有効面積とは、内法面積から次に掲げる造付け・固定造作物は除いたものという。

- ア 押入れ、ロッカー、収納スペース、こども用荷物収納棚
- イ 吊り押入れ、吊り戸棚（床上140cmの空間を確保したものを除く。）
- ウ 手洗い器
- エ ピアノ

(2) 機能充実等のための付加的設備

施設整備に当たっては、機能充実等のために、可能な限り次のような設備、スペース等を確保するように努めること。

- ア 子育て相談のためのスペース
- イ 一時保育のためのスペース
- ウ 地域子育て支援のためのスペース（食事室との兼用も可とする。）

(3) 遊具等

保育室及び屋内遊戯室には、保育に必要な遊具を備えるとともに、医務室には必要な医薬品等を常備すること。

（屋外遊戯場の基準面積の緩和を受ける場合の要件）

第5条 前条第1号に規定する「専用の屋外遊戯場を基準面積の2分の1以上を確保する場合」においては、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 土地の確保が困難で保育所と同一敷地内に認可基準条例に規定する広さの屋外遊戯場を設けることが困難であること。
 - (2) 公園、広場、寺社境内等が、当該保育所から児童の歩行速度で概ね5分程度の範囲内で到着できる距離に1か所以上あること。
 - (3) 公園、広場、寺社境内等が、認可基準条例に規定する面積を有し、屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、保育所からの距離が日常的に幼児が使用できる程度で、移動に当たって安全が確保されていること。
 - (4) 前号に規定する屋外活動に当たっての安全確保のため、当該公園、広場、寺社境内等に活動上危険な場所がないこと。
 - (5) 第3号に規定する移動に当たっての安全確保のため、明らかに危険な場所を通らないこと及び移動の引率は必ず複数で行うこと。
 - (6) 当該公園、広場、寺社境内等は、所有権等を有する者が本市又は公共的団体のほか、地域の実情に応じて信用力の高く、保育所による使用が安定的かつ継続的に確保されると認められる主体であること。
- 2 前条第1号に規定する「プール遊び等のできる場所を確保する場合」においては、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

ただし、市長が特に認める場合は、第1号の要件の適用を除外することが出来る。

- (1) 駅から概ね300m以内に設置される保育所であること。
- (2) 前項各号の要件を満たすこと。

- (3) プール遊び等ができる場所を、当該保育所の近接地、バルコニー、屋上等に概ね 30 m²確保すること。
- (4) 屋外活動や移動の安全を確保するため、第 8 条に定める保育士配置基準に追加して人員を配置すること。
- (5) 事業計画段階において「屋外活動に関する計画書」を、運営開始までに「屋外活動マニュアル」を作成し、実践すること。

(屋上に屋外遊戯場を設ける場合の基本方針)

第 6 条 耐火建築物においては、用地が不足するなど地上に利用可能な場所がない場合に限り、建物の屋上を屋外遊戯場として利用することができる。ただし、屋上に屋外遊戯場を設ける場合においては、認可基準条例第 42 条第 5 号の規定によるほか、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 保育所保育指針（平成 20 年厚生労働省告示第 141 号）に示された保育内容の指導が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。
- (2) 屋上施設として、便所、水飲み場等を設けること。
- (3) 防災上の観点から次の点に留意すること。
 - ア 当該建物が耐火建築物の場合に限り、かつ、職員、消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上であること。
 - イ 屋上から地上又は避難階に直通する避難用階段が設けられていること。
 - ウ 屋上への出入口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸であること。
 - エ 油その他引火性の強いものを置かないこと。
 - オ 屋上の周囲には金網を設けるものとし、その構造は上部を内側にわん曲させる等、児童の転落防止に適したものとすること。
 - カ 警報設備は屋上にも通ずるものとし、屋上から非常を知らせる設備についても設置すること。
 - キ 消防機関との連絡を密にし、防災計画等について指導を受けること。

(分園の設置)

第 7 条 「市有地等貸付による保育所分園の整備について（平成 16 年 3 月 4 日副市長決裁）」及び「保育所分園の設置運営について」（平成 10 年 4 月 9 日児発第 302 号）に定める要件を満たす場合、本園と分園の一体的な運営の確保を前提に分園を設置することができる。

2 分園を設置しようとする者は、基本計画の段階等、事前に市長に協議しなければならない。

(職員配置基準等)

第 8 条 職員配置等については、次の基準によらなければならない。

(1) 施設長

健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意があり、常時（1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上を基本とする勤務をいう。）実際にその施設の運営管理の業務に専従できる者（他の施設の施設長又は職員との兼務などは、無給であっても認められない。）であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者。

なお、小規模保育所及び夜間保育所の施設長は、保育士の資格を有する者であること。

また、新たに設置認可を受けた保育所については、市長が特に認めた場合を除き、運営開始後 3 年間は施設長を変更しないこと。

(2) 保育士

ア 保育士配置基準

保育士の数は、認可基準条例第 44 条第 2 項の規定を満たすものとする。ただし、横浜市で

保育を実施する上で望ましい保育士の配置基準は、0歳児3人につき1人以上、1歳児4人につき1人以上、2歳児5人につき1人以上、3歳児15人につき1人以上、4歳以上児24人につき1人以上とする。

イ 保育士配置数の算出方法

保育士の数は、年齢別児童数を年齢別保育士配置基準数で除し、小数点1位（小数点2位以下切り捨て。）まで求め、各々を合計し、小数点以下を四捨五入したものとする。

(3) 調理員

ア 給食の提供

給食は、原則として施設職員により調理し提供するものとするが、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日児発第86号）に定める要件に適合する場合は調理業務を委託することができる。

イ 調理員配置基準

望ましい調理員の配置基準は、利用定員40人以下の保育所については1人以上、利用定員41人以上150人以下の保育所については2人以上、利用定員151人以上の保育所については3人以上とする。

ウ アの規定により、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

(保育時間・休園日)

第9条 保育所は原則として、保育短時間認定の子どもの最大で利用可能な時間帯としての保育時間（8時間）と、保育標準時間認定の子どもの最大で利用可能な時間帯としての保育時間（11時間）を確保するため、1日11時間以上開所とする。ただし、横浜市民間保育所等用地等貸付要綱（平成9年12月4日福保推第239号）により、市有地等の貸付を受けて設置された保育所は原則1日13時間以上の開所とする。

2 休園日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条及び第3条に規定する休日並びに12月29日から1月3日の間とする。ただし、休日・年末年始保育実施園はこの限りではない。

(保育内容)

第10条 保育所における保育は、次の各号に基づき、乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしいものでなければならない。

- (1) 保育所の運営は、確認基準条例に基づき実施すること。
- (2) 保育所の保育は、「保育所保育指針」に基づき実施すること。
- (3) 本市が策定した「今後の重点保育施策（方針）」（平成15年7月）及び「今後の重点保育施策の推進策に関する報告書」（平成15年9月）の施策について、積極的な取り組みがなされるよう努めること。
- (4) 地域における子育て支援のため、その社会的役割を認識し、区役所等関係機関と連携し、行動すること。
- (5) 保育所は、認可基準条例第47条及び横浜市における保育所の業務の質の評価に関する要綱（平成25年4月1日こ保運第3683号）の定めるところにより、福祉サービス第三者評価を受審し、公表すること。ただし、本市補助金を受けて設置した保育所については、運営開始後3年内に福祉サービス第三者評価を受審し、公表しなければならない。

(名称)

第11条 保育所の名称は、既に認可された保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業、事業

所内保育事業の名称又はこれと紛らわしい名称を用いないこととする。

第2章 社会福祉法人及び学校法人以外の者による設置認可

(審査基準)

第12条 社会福祉法人及び学校法人（以下「社会福祉法人等」という。）以外の法人から、保育所の設置認可に関する申請があった場合における児童福祉法第35条第5項に規定による審査は、次の各号の基準により審査するものとする。

- (1) 児童福祉法第35条第5項第1号に定める「当該保育所を経営するために必要な経済的基礎があること」とは、次に掲げるア、イ及びウのいずれも満たすものであること。
 - ア 原則として、保育所の経営を行うために直接必要な全ての物件について所有権を有し、若しくは本市等から貸与若しくは使用許可を受け、又は第16条及び第17条に規定されている要件を満たしていること。
 - イ 保育所の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。
 - ウ 直近の会計年度において、保育所を経営する事業以外の事業を含む当該主体全体の財務内容について、3年以上連續して損失を計上している場合若しくは直近の2年連續して損失を計上している場合又は法人及びその代表者等が公租公課を滞納している場合は、少なくとも財務内容が適正であることには当たらないこと。
- (2) 児童福祉法第35条第5項第3号に定める「実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること」とは、次に掲げるア及びイのいずれにも該当するか、又はウに該当するものであること。
 - ア 施設長等については、保育所等（保育所、横浜保育室、保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業をいい、認可外保育施設を除く。）において2年以上の勤務経験を有する者、又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。
 - イ 社会福祉事業の知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び施設長等を含む運営委員会（保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。
 - ウ 経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。）に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び施設長等を含むこと。

(認可の条件)

第13条 社会福祉法人等以外の法人に対して保育所の設置認可を行う場合は、次の各号に掲げる条件を付すことができる。

- (1) 認可基準条例の規定及び保育所の健全な経営を維持するために設置者に対して必要な報告を求めた場合、これに応じること。
- (2) 収支計算書又は損益計算書において、保育所を経営する事業に係る区分を設けること。
- (3) 保育所を経営する事業については、積立金・積立資産明細書を作成すること。
- (4) 学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は、前号に定める区分ごとに、厚生省児童家庭局長通知（平成12年3月30日児発第295号。以下「295号通知」という。）の別紙1の積立金・積立資産明細書を作成すること。なお、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、前号に定める区分ごとに、企業関係の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、295号通知別紙2の借入金明細書、295号通知別紙3の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書についても、作成すること。

(5) 市長に対して、毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、保育所を経営する事業に係る現況報告書を添付して提出すること。

ア 前会計年度末における貸借対照表

イ 前会計年度の収支計算書又は損益計算書

ウ 前号に定める保育所を経営する事業に係る前会計年度末における積立金・積立資産明細書

エ 学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は、前号に定める保育所を経営する事業に係る前会計年度末における企業関係の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、295号通知別紙2の借入金明細書、295号通知別紙3の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書

（既設保育所に対する指導）

第14条 この要綱の施行前に設置認可を受けた保育所に係る社会福祉法人以外の法人については、市長は前2条に掲げる基準等を満たすよう指導しなければならない。

第3章 不動産の貸与を受けて設置する保育所の特例

（不動産の貸与を受けて設置する保育所の設置認可の基本方針）

第15条 不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合は、保育所を経営する事業が安定的、継続的に行われるために、次条及び第17条の要件を満たすものでなければならない。

（地上権・賃借権の登記）

第16条 貸与を受けている土地又は建物については、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合など、安定的な事業の継続性の確保が図られると認められる場合は、地上権又は賃借権の登記を行わぬことができる。

(1) 不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合に、当該建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合

(2) 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は地域における基幹的交通事業者等信用力の高い主体である場合

（その他）

第17条 その他、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。

(1) 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が收支予算書に計上されていること。

(2) 社会福祉法人以外の法人が不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合、前号の財源とは別に、当面の支払いに充てるための①1年間の賃借料に相当する額と②1千万円（1年間の賃借料が1千万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）を基本として、事業規模に応じ、当該保育所が安定的に運営可能と認められる額の合計額の資金を安全性があり、かつ、換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。ただし、②の額については、地上権・賃借権の登記、賃貸借契約期間の長さ等施設使用の安定性の高さ、当該主体の総合的な財政力の高さ、これまでの施設の経営・運営実績等過去の安定性の高さ等を勘案し、賃貸施設であっても安定的な事業経営が認められる場合には、2分の1を目途とする範囲内で当該額を減額することができる。

第4章 設置認可等の手続

（事前協議）

第18条 保育所を設置しようとする者は、事業計画書を添付した保育所設置認可事前協議書（第3号様式）を提出するものとする。ただし、本市から補助金の交付を受けて保育所を整備しようとする者は、補助事業の募集の際に定める様式を用いるものとする。

2 市長は、前項に基づく提出があったときは、児童福祉法第35条第5項各号に掲げる基準及び認可基準条例に適合するかどうかを確認するとともに、同条第6項に基づいて横浜市児童福祉審議会に意見を聞くものとする。

3 市長は、前項に基づく協議の結果を書面により通知するものとする。

(設置認可申請)

第19条 前条の協議の結果を踏まえ保育所を設置しようとする者は、児童福祉法施行規則第37条第2項に基づき、「児童福祉施設（保育所）設置認可申請書」（第5号様式）に必要な書類を添付して、市長に設置認可の申請をするものとする。

(設置認可)

第20条 市長は、前条の規定に基づき申請された保育所の設置認可に関して、速やかにその内容を審査し、認可の可否を申請者に対して通知しなければならない。

2 市長は審査の結果、当該保育所の設置経営を認可する場合は次の各号に掲げる設置経営主体ごとに「児童福祉施設（保育所）設置認可通知書」により、申請者に通知するものとする。

- (1) 社会福祉法人で、他に認可保育所を経営して1年以上の経験のあるもの（第6号様式）
- (2) 社会福祉法人として新たに保育所を経営するもの及び他に認可保育所を経営して1年未満のもの（第7号様式）
- (3) 社会福祉法人以外で、他に認可保育所を経営して1年以上の経験のあるもの（第8号様式）
- (4) 社会福祉法人以外で、新たに認可保育所を経営するもの及び他に認可保育所を経営して1年未満のもの（第9号様式）

3 市長は審査の結果、当該保育所の設置経営を認可しない場合は「児童福祉施設（保育所）設置不認可通知書」（第10号様式）により、申請者に通知するものとする。

(内容変更の手続)

第21条 認可内容のうち特に運営に大きく関わる事項（定員、施設規模等）の変更をしようとする者は、あらかじめ市長に相談をするものとする。

2 認可内容の変更をしようとする者は、児童福祉法施行規則第37条第5項及び第6項並びに第50条の2に基づき「児童福祉施設（保育所）内容変更届」（第11号様式）に必要な書類を添付して、期限までに市長へ届け出なければならない。

3 市長は前項の届を受けたときは、「児童福祉施設（保育所）内容変更届受理通知書」（第12号様式）により申請者に受理を通知するものとする。

(廃止又は休止に関する協議)

第22条 保育所の廃止又は休止を行おうとする者は、廃止又は休止をしようとする日以前、相当期間の余裕をもって市長に協議しなければならない。

2 建物等について国又は市の補助がなされた保育所を廃止しようとするときは、あらかじめ文書をもって市長あてに協議しなければならない。

(廃止又は休止の手続)

第23条 保育所を廃止又は休止しようとする者は児童福祉法施行規則第38条第2項に基づき、前条に定める協議後、「児童福祉施設（保育所）廃止（休止）承認申請書」（第13号様式）に必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、内容を審査のうえ、廃止又は休止を承認する場合は「児童福祉施設（保育所）廃止（休止）承認通知書」（第14号様式）により、承認しない場合は「児童福祉施設（保育所）廃止（休止）不承認通知書」（第15号様式）により、申請者に通知するものとする。

第5章 確認等の手続

(確認等の手続)

第24条 子ども・子育て支援法第31条第1項の規定に基づく確認、確認内容の変更、確認の辞退に関する手続は、別に定める様式により、第4章に定める設置認可等の手続と併せて行うものとする。

第6章 乳幼児が小学校就学の始期に達するまで保育の提供を継続しない保育所の特例

(乳幼児が小学校就学の始期に達するまで保育の提供を継続しない保育所の設置認可の基本方針)

第25条 乳幼児が小学校就学の始期に達するまで保育の提供を継続しない保育所（以下「認可乳児保育所」という。）を設置する場合、認可乳児保育所を設置しようとする者は、当該認可乳児保育所により保育の提供を受ける乳幼児について、当該保育の提供の終了に際して、当該乳幼児が小学校就学の始期に達するまで、引き続き教育又は保育が継続的に提供されるよう、当該認可乳児保育所の卒園後の進級先を確保しなければならない。

(保育所、幼稚園又は認定こども園との連携)

第26条 認可乳児保育所を設置しようとする者は、前条に規定する卒園後の進級先を確保する手段として、次に掲げる事項に係る連携協力を¹行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を確保しなければならない。

- (1) 当該認可乳児保育所により保育の提供を受けていた乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、当該乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。
 - (2) 互いの施設の児童に対して、定期的に施設や屋外遊戯場を開放する、集団保育を通じた児童同士の関係作りを行うなど、日頃から交流を図ること。
- 2 次に掲げる各号に該当することとなる場合は、前項の規定は適用しない。
- (1) 当該認可乳児保育所が、第21条に定める手続により、認可定員及び利用定員を小学校就学の始期に達する年齢まで定めることに変更することにより、小学校就学の始期に達するまで保育が継続的に提供される場合
 - (2) 当該認可乳児保育所が別に存する本体となる保育所の分園となることにより、小学校就学の始期に達するまで保育が継続的に提供される場合
 - (3) 当該認可乳児保育所を本体となる保育所として、別に分園を設置することにより、小学校就学の始期に達するまで保育が継続的に提供される場合

(事前協議)

第27条 認可乳児保育所を設置しようとする者は、当該保育所の卒園後の進級先の確保の手段について、基本計画の段階等、事前に市長に協議しなければならない。

第7章 事業改善措置等

(設置者に対する措置)

第28条 市長は、保育所の設備又は運営が認可基準条例等の関係法令が規定する水準に達しない場合には、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 児童福祉法第46条第3項の規定に基づく改善の勧告又は命令
- (2) 児童福祉法第46条第4項の規定に基づく事業の停止の命令
- (3) 児童福祉法第58条第1項の規定に基づく認可の取消し

2 市長は、保育所の設置者が確認基準条例等の関係法令が規定する水準に達しない場合には、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第39条第1項に基づく勧告又は同条第4項に基づく命令
- (2) 子ども・子育て支援法第40条第1項に基づく確認の取消し

第8章 その他

(その他)

第29条 保育所の設置認可に関して必要な事項は、この要綱及び次に掲げる通知等によるほかこども青少年局長が別に定める。

(1) 小規模保育所の設置認可等について（平成12年3月30日児発第296号）

(2) 夜間保育所の設置認可等について（平成12年3月30日児発第298号）

附 則

この要綱は、平成18年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年2月24日から施行する。ただし、第30条の改正規定は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月18日から施行する。ただし、第7条、第11条の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に存する保育所及び平成25年3月31日までに設置認可される保育所については、当分の間、この要綱による改正後の横浜市民間保育所設置認可等要綱第6条第1号に定める乳児室又はほふく室の基準設備・面積等は、同号中「3.3 m²」とあるのは「2.475 m²」とする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年8月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 第25条及び第26条の規定は、施行日以降に、設置認可及び確認の申請を行う認可乳児保育所について適用される。

ただし、当分の間、卒園後の進級先を確保しないことができる。

なお、この要綱の施行の際現に存する認可乳児保育所についても、第25条及び第26条の趣旨に基づき、連携施設を確保することができる。

第1号様式 削除

第2号様式 削除

第4号様式 削除

資料 6

横浜市民間保育所内装整備費補助金交付要綱

制 定 平成 15 年 10 月 24 日 福子施第 209 号（市長決裁）
最近改正 平成 30 年 10 月 1 日 ここ施第 752 号（局長決裁）

（趣 旨）

第 1 条 この要綱は、既存の建築物の改修等により保育所（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条に規定する保育所をいう。以下同じ。）を整備する者に対し、予算の範囲でその改修及び増築等に要する費用を補助することについて、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号以下、「補助金規則」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

2 社会福祉法人に対する助成については、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 58 条及び社会福祉法人の助成に関する条例（昭和 35 年 7 月横浜市条例第 15 号）に定めるものほか、この要綱に定めるものとする。

（対象者等）

第 2 条 補助の対象者は、既存の建築物の改修等により保育所を設置、又は分園等を整備する事業（以下「補助対象事業」という。）を行う者で法人格（保育所を運営する目的で設立を準備しており、当該補助対象事業が完了するまでに法人格を有することができる見込まれるものと見込まれるもの）を有するもの（政治的な目的のために結成された法人を除く。）とする。

2 暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。以下同じ。）は、補助の対象としない。

3 補助の対象となる保育所は、次の各号のすべてに該当するものでなければならない。

- (1) 定員は、20 人以上であること。ただし、既存の保育所の改修等の場合は、現在定員の増員が図れること。
- (2) 設備及び運営は、横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 60 号）及び横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱に適合すること。
- (3) 10 年以上継続して運営が確保できること
- (4) 施設の改修等の費用及び運営に要する費用について資金計画が確実であること

（対象経費等）

第 3 条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条第 3 項に掲げる補助対象となる保育所を整備するために必要な経費で、別表 1 に定めるものとし、次に掲げる費用は含まないものとする。

- (1) 施設を新築する費用
- (2) 土地の買収又は整地に要する費用
- (3) 既存建物（集合住宅の場合の区分所有権を含む。）の買収に係る費用
- (4) 保証金等の預かり金
- (5) その他整備として適當と認められないもの

2 本市が特に認めた場合に限り、前項に定めるものほか、補助対象事業における既存の建築物の改修等工事（以下「改修等工事」という。）の契約締結後、工事着工の日から保育所開所日の前日まで（同一年度内に限る。）の賃借料は、補助対象経費とする。

3 他の公的助成金及び公的融資を受けるものは、補助の対象としない。

（事業計画書等の提出）

第 4 条 補助金の交付を受けて保育所を整備しようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が指

定した期日までに、市長が指定する様式により事業計画書等を提出するものとする。

(補助の内示)

第5条 市長は、事業計画書等を受理したときは、横浜市児童福祉審議会で審査の上、補助の適否を決定し、申請者に通知するものとする。

(交付の申請)

第6条 前条の規定による補助の内示を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、改修等工事に係る本市の実施設計審査完了後、速やかに、横浜市民間保育所内装整備費補助金交付申請書(第1号様式)に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 補助金規則第5条第1項第2号、第3号及び第4号に定める記載事項については、同条第2項第1号に規定する事業計画書に記載するものとする。
- 3 補助金規則第5条第2項第3号及び第4号に規定する書類は、同項第1号に規定する事業計画書とする。
- 4 補助金規則第5条第2項第2号に規定する書類は、財産目録及び貸借対照表とする。

(補助金の算定及び交付決定通知)

第7条 市長は、前条の規定に基づく交付申請があった場合は、その内容を審査し、次項に規定する算出方法により市の予算の範囲内で補助予定金額を決定し、決定内容及び交付条件を横浜市民間保育所内装整備費補助金交付決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

- 2 補助金の額は、第3条第1項に規定する補助対象経費の額については、その額に4分の3を乗じて得た額とし、補助限度額の上限は別表2のとおりとする。また、同条第2項に規定する補助対象経費の額については、その額に2分の1を乗じて得た額とし、補助限度額の上限は別表3のとおりとする。いずれも1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 補助金の交付額は次世代育成支援対策施設整備交付金等と本市負担額との合計額とする。

(変更等の承認申請)

第8条 補助金規則第7条第1号又は第2号の市長の承認を受けようとする者は、市長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げ期日は、申請者が交付決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日以内の日とする。

(事業の報告及び補助金額の確定通知)

第10条 第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、改修等工事が終了したときは、横浜市民間保育所内装整備費補助金事業実績報告書(第3号様式)に必要な書類を添付して、市長に事業実績を報告しなければならない。

- 2 実績報告書の提出にあたり、補助対象経費のうち本要綱に基づき交付する補助金をもって充てる以外には支払いが困難であると市長が認める経費については、補助金規則第14条第1項第2号に定める領収書等の提出は省略できるものとする。ただし、省略する場合にあっても、当該経費の支払い後に受領した領収書等については、第18条の関係書類として保存するとともに、その写しを市長に速やかに提出しなければならない。
- 3 補助金規則第14条第4項の規定により添付を省略させることができる書類は、同条第1項第3号及び第5号に規定する書類とする。
- 4 補助金規則第14条第1項第6号の規定に基づき市長が必要と認める領収書等は、補助事業等に係るすべての領収書等とする。
- 5 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、横浜市民間保育所内装整備費補助金額

確定通知書（第4号様式）により行うものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定により補助金の交付決定額の通知を受けた者は、請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（届出）

第12条 補助金の交付決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 工事に着手したとき。
- (2) 工事を完了したとき。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第13条 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第6号様式）に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一社、一所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告を行った後、当該仕入控除税額を市に納付すること。

（補助金の返還等）

第14条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 施設において、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動を行ったとき。
- (2) 施設において、政治上の主張若しくは施策を推進し、支持し又はこれに反対することを目的とする活動を行ったとき。
- (3) 暴力団経営支配法人等であるとき。
- (4) その他この要綱に違反したとき。

（警察本部への照会）

第15条 市長は、必要に応じ、申請者又は第7条の交付の決定を受けた者が、暴力団経営支配法人等に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

（入札又は見積書の徴収）

第16条 本要綱の対象となる補助事業等に係る工事の請負、物品の購入、業務の委託等を行う場合においては、補助金規則第24条第1号の規定に関わらず、すべての契約において補助金規則第24条に定める方法により行わなければならない。

（財産処分の制限）

第17条 補助金規則第25条の規定により市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその從物並びに補助対象事業により取得し、又は効用の増加した機械器具その他の財産であって価格が単価30万円以上のものについては、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号。以下「処分制限期間」という。）に定めるとおりとする。

（情報公開及び関係書類の保存）

第18条 この要綱により、補助金の交付を受けた事業に係る書類は情報公開の対象とし、補助金の交付を受けた者は、関係書類を額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受

けた日）の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前項の期間経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は処分制限期間を経過する日のいずれか遅い日まで保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 15 年 10 月 24 日から施行し、平成 15 年 10 月 24 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 6 月 1 日から施行し、平成 17 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 7 月 1 日から施行し、平成 18 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 10 日から施行し、平成 19 年 4 月 10 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 5 月 14 日から施行し、平成 19 年 5 月 14 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 3 月 1 日から施行し、平成 21 年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 6 日から施行し、平成 23 年 4 月 6 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、平成 24 年度の予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行の日前に、本市から補助の内示を受けたものは、改正後の要綱第 5 条の規定による補助の内示を受けたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、平成 25 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 6 月 9 日から施行し、施行日以降に補助の内示を受けるものから適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 30 日から施行し、施行日以降に補助の内示を受けるものから適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行し、施行日以後に交付申請があつたものから適用する。

別表1（第3条第1項）

対象経費	内 容
工事費	既存建築物の改修等（改修、新築の設備整備、増築）に必要な工事請負費（増築は既存保育所に限る。）
工事事務費	工事施工に直接必要な監理費（補助対象工事費の2.6%に相当する額を限度とする。）
備品費	施設整備に必要な備品購入費（1品5千円以上の備品とし、1人当たり実行備品単価（実行備品単価が32,000円を超える場合は32,000円とする。）に定員を乗じて得た額を補助対象限度額とする。）
大型遊具費	施設整備に必要な大型遊具購入費（1品10万円以上のものとし、補助対象限度額は3,500千円以内とする。）

別表2（第7条第2項）

増加する定員数	補助限度額上限（千円未満切捨て）
90人以上	6,000万円（8,000万円×3／4）
50人以上 90人未満	4,500万円（6,000万円×3／4）
50人未満及び 分園設置等	右記計算式による（6,000万円×（定員数／50人）×3／4）

別表3（第7条第2項）

	補助限度額上限（千円未満切捨て）
月額賃借料	50万円（100万円×1／2）

※ 期間中1か月未満の月の賃借料については、その月の実日数にて日割計算する。

※ 30年度実績として参考に掲載しています。

平成31年1月

～横浜市保育士宿舎借上げ支援事業、30年度のご案内～

市内保育所等を経営する事業者による、保育士向け宿舎の借上げを支援するために、必要な経費の助成を行います。

【支援対象】

- 市内保育所等(※注1)を経営する事業者が、雇用する保育士(※注2)を、事業者が借上げた宿舎に入居させる場合、宿舎借上げに係る経費を補助

(※注1) 市内保育所等は次のとおり。

- ・ 認可保育所
- ・ 認定こども園
- ・ 認可保育所等への移行を目指し、「移行計画書」を提出した横浜保育室
- ・ 小規模保育事業（A・B・C型）

(※注2) 市内保育所等に勤務する常勤保育士のうち、下記に該当する者

事業者の雇用開始の日が属する会計年度から起算して、10年目の会計年度末までの保育士（30年度は21年度以降雇用）とする。

ただし、施設長及び平成24年度以前に事業者が借り上げる宿舎に入居している者を除く。

【助成内容】

対象経費	雇用する保育士向け、宿舎借上げに係る経費のうち賃借料、共益費（管理費）。 <u>※礼金、更新料、敷金等は対象なりません。</u>
補助率	対象経費の3/4
助成金額	<u>宿舎1戸当たり月額82,000円の3/4（61,000円）を上限</u> （1,000円未満は切り捨て）
助成期間	事業者の雇用する保育士が、借上げ宿舎に入居している期間。ただし、事業者に雇用された者で、雇用開始の日が属する会計年度から起算して、 <u>10年目の会計年度末までの保育士（30年度は21年度以降の採用者）</u> とする。

※詳細は裏面参照

【平成30年度補助金申請書の提出期間】

- ・ 平成30年4月から受付を開始します（通年）。

※遡り補助はしません。別途定める提出期限日までに申請のあった月の家賃分からが対象です。

【応募方法】

申請者は法人単位となります。申請様式、必要書類及び提出期限一覧は横浜市こども青少年局ホームページにて掲載しております。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/kinkyu/20181205212928.html>

【応募にあたっての申請書類】

第1号様式 横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付申請書（別紙1、2を含む）

第2号様式 平成30年度横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業計画書

※平成29年度交付決定の有無をチェックする欄があります。

※保育士確認及び同意欄に署名捺印された原本を提出ください。

第3号様式 平成30年度横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業収支予算書

不動産賃貸借契約書（写し）

保育士証（写し）

<参考>

対象経費

- 1戸あたり、月額82,000円の3/4(61,000円)を上限に助成します。

※国1/2、市1/4、法人1/4

認められる経費	賃借料
	共益費（管理費）

※礼金、更新料、敷金、仲介手数料、補償料等は対象になりません。

★留意点★

- 事業者が保育士用宿舎として借り上げている物件が助成対象です。事業者（法人の場合は、役員を含む）が所有する物件を貸与している場合は対象となりません。
- 事業者が宿舎を借りただけでは、補助対象とはなりません。保育士の入居日（住民票の異動日）から対象となります。ただし、1日から末日まで補助対象の要件を満たした場合に月単位で補助を行います。
- 家賃の一部を保育士本人が負担する場合は、家賃から本人負担分を除いた金額が補助対象となります。
- 書類の提出期限を毎月別途設けております。提出期限日の17時15分必着で書類を提出してください。別途定める提出期限日までに申請のあった月の家賃分からが対象です。
- 住居手当が支給されていないことが条件です。

横浜市こども青少年局 保育対策課

担当：木野内、坪内

電話：045-671-4469

e-mail:kd-shukusha@city.yokohama.jp

資料 8

資格をいかして、子どもたちの笑顔につつまれ、働きたい!
そんなあなたを応援します。

かながわ保育士・ 保育所支援センター

保育士の資格を
いかして働きたい

もう一度保育士として

働きたい

保育所の看護師や
栄養士を募集したい

保育士を
紹介してほしい



インターネットによる求人情報のお知らせ

福祉のお仕事 <https://www.fukushi-work.jp>



*2017年4月よりリニューアル



*求職者の皆さまへ

条件を入力していくと、希望にあった求人検索ができます。



*求人事業者の皆さまへ

求人募集するときは、「福祉のお仕事」から、事業所登録・求人募集ができます。

*新規設立法人(事業所)については一度、当センターへお問い合わせください。

かながわ保育士・保育所支援センターホームページ

www.kanagawahoiku.jp



当センターで行う講座やイベント情報等を掲載しています。

当センターへの登録もここからできます。

保育の求人・求職をお待ちしています!

かながわ保育士・保育所支援センターは、労働局から無料職業紹介所として認可を受けた「かながわ福祉人材センター」内に設置され、保育関係の求職および保育所等からの求人のマッチングをおこなっています。

求職対象職種

神奈川県内で保育関係の仕事をしたい方であれば、どなたでもご利用いただけます。

保育士、栄養士、看護師、調理員、保育補助員等

求人対象施設

神奈川県内にある施設であれば、法人格等にかかわらずご利用いただけます。

認可保育所、認可外保育施設(自治体の補助対象となっている施設)、家庭的保育事業・小規模保育事業等の地域型保育事業、事業所内保育施設(国の補助対象となっている施設・院内保育施設)、児童福祉法に定める児童福祉施設(乳児院、児童養護施設、助産施設、母子生活支援施設、児童厚生施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、放課後児童クラブ等)、認定こども園



社会福祉法人
神奈川県社会福祉協議会
かながわ福祉人材センター内

かながわ保育士・
保育所支援センター

開所時間 月～土曜日 9:00～17:15(12:00～13:00昼休み)

日曜日・祝祭日、年末年始およびかながわ県民センター休館日は閉所

所在地 〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2

かながわ県民センター13階(かながわ福祉人材センター内)

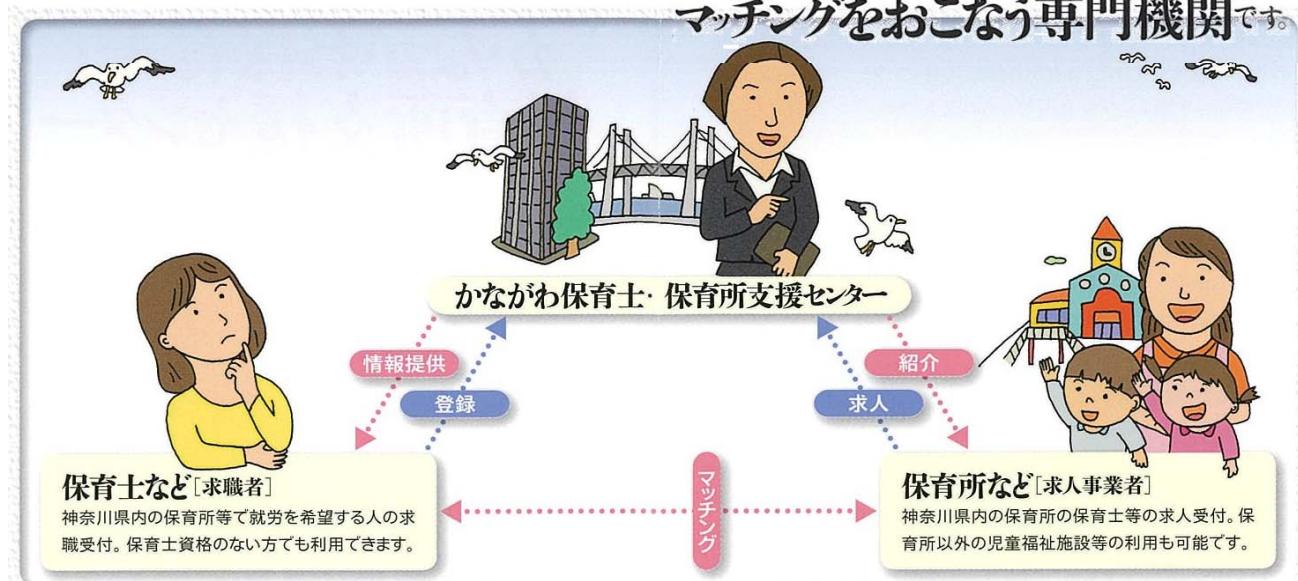
TEL 045-320-0505 FAX 045-313-4590

E-mail hoiku_jinzai@knsyk.jp

HP www.kanagawahoiku.jp

Illustration by Osamu Kawamura

かながわ保育士・
保育所支援センターは、**保育の仕事をしたい人と、
保育所等で働く人を求める求人側**の間に入り、
マッチングをおこなう専門機関です。



就職相談・コーディネート

経験豊富な保育士が、電話や面談により就職に関するご相談に応じます。

ご希望により、就職先の情報提供や見学等の調整、紹介をします。
就職にあたって心配や不安なことへの相談と助言もします。
ブランクのある保育士の方もお気軽にご相談ください。

出張相談会の実施

県内各地にかながわ保育士・保育所支援センターの相談窓口が出張して個別相談に対応します。
日程・会場等はホームページ等でお知らせいたします。

職場見学等の調整

応募したいと考えている求人先の職場見学や仕事体験などのご相談を受け、調整をいたします。職場見学、仕事体験にあたっては求職登録が必要です。

まずはセンターに登録!

さまざまな情報やアドバイスが受けられます。



すぐに就職したい方

- ♦ 就職相談
- ♦ 職場見学等の調整
- ♦ 求人情報の提供
- ♦ 就職先の紹介

いずれ就職しようと考えている方

- ♦ 保育の資格や仕事に関する情報提供
- ♦ 各種セミナー等のご案内

かながわ保育士・保育所支援センターの各種事業への参加は、雇用保険の求職活動実績対象となります。

保育に関する情報提供

保育に関わるさまざまな情報（資格や制度、就職相談会の開催日程等）をメールなどでお知らせします。

就職支援セミナー・相談会の開催

県内各地で就職支援セミナーや就職相談会を開催しています。詳しい日程・会場等はホームページ等でお知らせします。

就職支援セミナー

就職にあたって参考になる情報を聞くことができます。

- [例] 保育園の一日の流れ、仕事の内容
保育をめぐる最近の状況
保育の仕事に復職・転職した人の経験談等



就職相談会

県内各地から保育所がブースを出展し、それぞれの園の特徴や求めている人材について直接聞くことができます。



保育士資格をもっているが、
保育の仕事をしたことがない方または、
保育士として働いていたが、1年以上ブランクのある方へ

保育士就職準備金について

保育士の資格保有者が保育の仕事に就職する際、準備金の貸付を受けることができます。神奈川県内で2年間保育の仕事に従事すると返還が免除となります。

貸付申請にはかながわ保育士・保育所支援センターへの離職登録および求職登録が必要です。

離職登録 www.kanagawahoiku.jp/regist/form.asp

求職登録 www.kfjc.jp/for-seeker/form.asp

貸付に関するお問い合わせは、かながわ福祉人材センターへ

TEL 045-312-4816

資料9

認定こども園及び保育所地域子育て支援事業について（ご案内）

認定こども園及び保育所については、地域における子育て支援を積極的に行うように努めることが求められており、地域子育て支援における役割は大きなものになっています。

横浜市では、幼保連携型認定こども園及び私立認可保育所が地域に向けて実施する子育て支援を一層推進していただくため、育児講座の開催や施設（保育室、遊戯室、園庭等）開放等の取組に対して補助金を交付しています。

この補助金を御活用いただき、子育て支援に関する取組を積極的に展開いただきますよう、お願ひいたします。

● 補助対象事業のメニュー、補助金額、基準回数

幼保連携型認定こども園及び私立認可保育所地域子育て支援事業の補助対象事業には、次の2つのメニューがあります。

どちらか1つのメニューを選択し、そのメニューに含まれる3つの事業について、それぞれ基準回数以上実施していただきます。

►補助対象事業のメニュー、補助金額、基準回数

メニュー	事業の組合せ（実施メニュー）	実施回数の基準	補助金額の上限額
1	育児講座	年1回以上	15万円
	交流保育	年3回以上	
	施設の地域開放	年30回以上	
2	育児講座	年3回以上	15万円
	交流保育	年3回以上	
	施設の地域開放	年12回以上	

►実施メニューの目的

育児講座 (実施要領第8条)	認定こども園及び保育所の特性を生かして実施する講座を通じて、保護者が子育てに関する理解を深めることにより、子育ての不安や悩みの解消及び地域の育児力の向上を図るとともに、他の保育所地域子育て支援事業につながっていく機会となることを目的として実施する。
交流保育 (実施要領第9条)	子育て中の保護者とその児童が、保育所入所児童と交流することを通じて、保護者が子どもの育ちや子育てに関する理解を深めることにより、子育ての不安や悩みの解消及び地域の育児力の向上を図るとともに、他の保育所地域子育て支援事業につながっていく機会となることを目的として実施する。
施設の地域開放 (実施要領第10条)	保育所の保育室、遊戯室及び園庭等の施設を、子育て中の保護者とその児童等が集い、相互に交流する場として継続的に提供し、子育て中の保護者の閉塞感、孤立感を緩和することにより、子育ての不安や悩みの解消及び地域の育児力の向上を図るとともに、他の保育所地域子育て支援事業につながっていく機会となることを目的として実施する。

● 参考（地域子育て支援スペースの設置について）

地域における子育て支援を積極的に行うための場所（地域子育て支援スペース）を設置する場合に、望まれる形態としては次のような項目があります。

- ・保育所の他の諸室からなるべく独立（諸室を通らない等）した配置であること。
- ・地域子育て支援スペースにトイレ、手洗い、授乳コーナーの機能が整備されていること。

●事業についてのお問い合わせ ※ご注意：申請書の提出先ではありません。

横浜市こども青少年局 子育て支援課 認定こども園及び保育所地域子育て支援事業担当

T E L 6 7 1 - 2 7 0 5 E-Mail : kd-koshien@city.yokohama.jp

●次のアドレスから要綱・申請書様式を入手してください。入手できない場合、上記までご連絡ください。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/shien/youkou.html>